

柏市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

制定 平成 1 8 年 4 月 2 8 日

施行 平成 1 8 年 6 月 1 日

（目的等）

第 1 条 この要綱は、木造住宅の耐震診断を実施する者に対し、木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、木造住宅の地震に対する安全性の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 6 0 年柏市規則第 2 9 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅 一戸建ての住宅又は兼用住宅（人の居住の用に供する部分の床面積がその建築物の延べ面積の 2 分の 1 以上である建築物をいう。）であって、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

ア 柱、はり等の主要な構造部に木材を用いたものであること。

イ 在来工法（土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。）により建築されたものであること。

ウ 地上階数が 2 以下のものであること。

エ 着工日が平成 1 2 年 5 月 3 1 日以前のもの又は同日以前であると市長が認めるものであること。

(2) 耐震診断 地震に対する安全性を評価することをいう。

（対象）

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に木造住宅を所有している者とする。ただし、当該木造住宅を所有している者（当該木造住宅を共有し

ている場合にあつては、そのいずれかの者）が既に補助金の交付を受けている場合及び補助金の交付を受けようとする日の属する年度に補助金の交付の決定を受けている場合にあつては、この限りでない。

- 2 補助金の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、対象者が所有する木造住宅について、耐震診断を実施するのに必要な知識及び技能を有する者として別に定めるところにより本市の登録を受けた者（以下「木造住宅耐震診断士」という。）に依頼して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の第1号及び第3号又は国土交通大臣がこれと同等以上の効力を有すると認める方法により耐震診断を実施する事業とする。

- 3 補助金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、対象経費の5分の4の額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 2 前項の場合において、補助金の額は、80,000円を限度とする。

（申請書記載事項）

第5条 規則第2条第1項第5号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 木造住宅の用途、規模、構造、工法、着工日その他木造住宅の概要

(2) 耐震診断を依頼する木造住宅耐震診断士の登録番号及び氏名
（申請書添付書類）

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 木造住宅に係る登記事項証明書その他の対象者が木造住宅を所有していることを証する書面

(2) 木造住宅の建築の着工日を証する書面（木造住宅の着工日を証する書面がない場合にあつては、木造住宅に係る建築確認通

知書その他の市長が必要と認める書面)

(3) 対象経費に係る見積書又はその写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

(申請書提出期限)

第7条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の12月25日(その日が柏市休日条例(平成元年柏市条例第3号)第2条第1項に規定する本市の休日(以下「本市の休日」という。)に当たるときは、当該本市の休日の翌日)とする。

(標準処理期間)

第8条 規則第2条第1項に規定する申請書の提出から規則第3条第1項に規定する補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、21日(21日目に当たる日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日までの期間)とする。

(実績報告書提出期限)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の2月15日(その日が本市の休日に当たるときは、当該本市の休日の翌日)とする。

(実績報告書添付書類)

第10条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断の結果を記載した書面

(2) 耐震診断の実施状況を写した写真

(3) 対象経費に係る領収書又はその写し

2 市長は、前項の添付書類の一部を省略することがある。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

(平成18年度における申請書の提出期間の特例)

- 2 平成18年度における補助金の交付の申請に係る第7条の規定の適用については、同条中「提出期限」とあるのは「提出期間」と、「補助金の交付を受けようとする年度の1月31日」とあるのは「平成18年6月12日から平成19年1月31日までの間」とする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。